

鎌倉党系譜一斑

—平忠通の位置づけを中心に—

渡部 敦寛*

1. 鎌倉党系譜関連史料の集成について

平安末期から鎌倉初期にかけて、茅ヶ崎市域の中部、中世段階に懷島郷と呼称された地域に拠点を有していたと考えられる懷島景義に関し、本稿は、その祖先系譜検討の準備作業として、特に始祖関連の尻付を中心に、景義が属する鎌倉党の系譜関連史料を集成する。検討素材となる史料を第1表にまとめて掲げた。典拠とした史料とその出典については表末の記号のとおりである。なお、表中の「史料内容」の項目については、系譜史料に示される続柄を角括弧〔 〕内に（ただし、高望王については省略）、表の項目として取り上げた人名と同一人物でありながら史料中において異表記である者については亀甲括弧〔 〕内に示し、そのほか必要な事項を丸括弧（ ）内や※印以下で補足した。スラッシュ／は、原史料における改行位置を示している。また、対象となる史料が古代的なウズ名から中世以降の苗字への過渡的な段階であるため、表中の「人名」の項目では姓を示していないが、高望王以下は少なくとも系譜史料上では桓武平氏に属している。

なお、正宗寺所蔵「諸家系図」、「千葉大系図」、中条家所蔵「桓武平氏諸流系図」、「御霊宮略記」なども勘案しなければならないが、全面的な検討については後考を期したい。以下では、第1表の基本的な情報の整理も兼ねて、『系図纂要』の系譜と平忠通の位置づけについて簡単に触れるにとどめる。

2. 『系図纂要』における三浦流の5種類の一本について

第1表について、さしあたり系譜の傾向を整理するならば、以下の状況を指摘することができる。

まず、(G)～(L)に関し、『系図纂要』における三浦流の系譜のうち、本系(G)と5種類の一本(H～L)について整理したい。

5種類の一本のうちの冒頭、一本(一)(H)の傾向については、第1表のうち、良文(No.2)、忠光(No.4)、忠通(No.5)、為通(No.6)の、特に(A)・(B)・(H)の項目を参照されたい。一本(一)は、『尊卑分脈』(A)の良文流の系譜とほぼ同様であり、相違点は忠光(No.4)の子が『尊卑分脈』では「恒高」とされているのを、「頼高」とすることが挙げられる。『尊卑分脈脱漏』平氏系図(B)もまた、ほぼ同様であるが、三浦氏の始祖となる為継について、『尊卑分脈』と一本(一)では、忠道(忠通)の子・孝輔の子とされているのに対して、『尊卑分脈脱漏』平氏系図では、同じく忠道(忠通)の子のうち為通の子とされている点で異なる。なお、(B)に見える為通と為継との親子関係は、『尊卑分脈脱漏』平氏系図所引「東記」(C)、「三浦系図」(E)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)にも見られるが、ここでは深入りしない。以上より、『尊卑分脈』(A)、『尊卑分脈脱漏』平氏系図(B)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(一)(H)は、ほぼ同系の系譜を示していると見なせる。

次に、5種類の一本のうち、一本(二)(I)の傾向については、第1表のうち、章名(No.7)に注目すれば、当該人物について、忠通の子、為通の弟、景通・景村・景成の父という位置づけは、「三浦系図」(E)と共通する。なお、章名と為通(No.6)の系譜的位置を除くと、この系譜は三浦流の本系(G)とも共通性が高い。そもそも章名は(E)・(I)および(G)のみにしか現れず、特に、(E)

に「一説に、此の人無し」とある点で注目できる。以上より、「三浦系図」(E)と『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(二)(I)はほぼ同系の系譜を示し、三浦流の本系(G)もこれに類似すると見なせる。

次に、5種類の一本のうち、千葉系一本(J)の傾向については、第1表のうち、忠通(No.5)、為通(No.6)、景通(No.9)、景成(No.14)、景村(No.10)の、特に(F)・(J)の項目を参照された。そこでは、忠通とその子らの配列順が共通し、特に、景成を兄、景村を弟とする順序に特徴がある。したがって、「長尾系図」(F)と『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・千葉系一本(J)は、忠通の系譜的位置などが異なるために部分的にはあるが、近似した系譜を示していると見なせる。

次に、5種類の一本のうち、一本(三)(K)の傾向については、第1表のうち、景成(No.14)の、特に(A)・(K)に注目すれば、景成を他の系譜が軒並み良文流とするのに対し、当該系譜のみが良茂流の系譜を示していることが判る。したがって、『尊卑分脈』(A)と『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(三)(K)は、良茂流の系譜において、ほぼ同系の系譜を示していると見なせる。

最後に、5種類の一本のうち、一本(四)(L)の傾向は、他の一本に比べて特徴的な性格を示している。第1表のうち、景名(No.8)、景通(No.9)、景正(No.15)の、特に(D)・(L)に注目すれば、他の系譜には見られない特異な記述として、次の4点を見出すことができる。すなわち、第一に、景名自体がこの2系譜のみにしか現れないこと、第二に、景通の尻付に「平子民部大夫」という記述があるのもこの2系譜のみであること、第三に、景正(景政)について、他の系譜、つまり、(A)・(E)・(F)・(Q)では共通にして景成(No.14)の子とするのに対して、この2系譜のみが景通の子と位置づけていること、さらに、第四に、景村(No.10)、景成(No.14)はこの2系譜には登場しないこと、である。以上のことから、「桓武平氏系図」(D)と『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(四)(L)は、ほぼ同系の系譜を示していると見なせる。

以上の検討から、『系図纂要』における三浦流の5種類の一本について、一本(一)(H)および一本(三)(K)は、それぞれ『尊卑分脈』(A)の良文流と良茂流の系譜、一本(二)(I)は「三浦系図」(E)、千葉系一本(J)は「長尾系図」(F)、一本(四)(L)は「桓武平氏系図」(D)の特徴を示していると見なすことができ、各一本はそれらに極めて近似した系譜に依拠したと考えられる。したがって、(H)～(L)は、(A)・(D)・(E)・(F)のうちにほとんど解消されるものとして把握できるため、以下では、(A)・(D)・(E)・(F)について言及すれば、(H)～(L)に触れる必要はないものと見なす(かかる理由により第1表ではグレートーンとした)。

3. 平忠通を中心とする系譜について

前節における検討内容を踏まえて、忠通(No.5)の子らの位置づけを改めて確認しておきたい。

まず、景通(No.9)、景村(No.10)、景成(No.14)をこの順序で配列する系譜として、「三浦系図」(E)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)、『系図纂要』巻50・平氏五・巻首(N)に共通性が認められるが、細かな相違点について触れておくと、(E)ではこれらの兄弟が章名の子とされるのに対して、(G)・(N)では忠通の子とされること、また、特に(G)ではさらに彼らの上に為通・章名が兄弟として加わる点で異なり、(E)・(N)が共通して景通・景村・景成を三兄弟とすることが挙げられる。この兄弟のうち、景村・景成が「桓武平氏系図」(D)に現れないこと、また、「長尾系図」(F)では景成を兄、景村を弟としており、配列順が逆転していることは、既述のとおりである。

また、章名(No.7)は「三浦系図」(E)と『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)とに、景名

(No.8)は「桓武平氏系図」(D)に見え、いずれも忠通(No.5)の子とされる点で相違はない。景通・景村・景成もまた、章名の子とされる「三浦系図」(E)を除き、「長尾系図」(F)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)、『系図纂要』巻50・平氏五・巻首(N)において共通して忠通の子とされる。為通(No.6)も、(A)～(G)すべての系譜で共通して忠通の子に位置づけられている。

忠通自身は、「村岡小五郎」として、『尊卑分脈脱漏』平氏系図(B)、『尊卑分脈脱漏』平氏系図所引「東記」(C)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)、景通(No.9)の『同』・巻50・平氏五・梶原(O)、景村(No.10)の大庭・長尾(P)に、「村岡五郎」として、「桓武平氏系図」(D)―(二)、「三浦系図」(E)に、「村岡次郎」として、「長尾系図」(F)に、「村岡小二郎」として、景成(No.14)の『系図纂要』巻50・平氏五・香川(Q)に、それぞれ見えるほか、当該人物は、『今昔物語集』に「村岡五郎平貞道」などとある人物(d～f)に該当すると考えられ、『魚魯愚鈔』に、寛徳3年(1046)、近江掾として見える平忠道(c)と同一人物であるとすれば、11世紀前半を主要な活動時期とした人物であったと捉えることができる。したがって、この人物を、少なくとも10世紀中頃の人物としか考えられない平良文の子に位置づける『尊卑分脈』(A)、『尊卑分脈脱漏』平氏系図(B)、「桓武平氏系図」(D)―(一)、『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流(G)の叙述を、そのままに受け取ることはできない。むしろ、(D)―(二)、(F)など、忠頼の子とする系譜のあること、また、『尊卑分脈脱漏』平氏系図所引「東記」(C)など、忠光の子とする系譜があり、(B)の尻付に「実は忠光の男」とあって、さらに(C)の尻付にもまた、「陸奥介忠頼の子と為りて相続す。或いは曰く、祖父良文の子と為りて相続す」とあることを受け容れるならば、世代的に捉えても、良文の孫の世代と見なすべきであろう。なお、忠通を駿河守とする(B)・(D)―(一)・(E)・(a)については、忠光を駿河守とする史料があること(C・a)を勘案すると、それらとの混同を考慮に入れる必要がある。

第1表 尻付を中心とした鎌倉党関連史料

No.	人名	典拠	史料内容
1	高望王	A	叙爵之後、賜平朝臣／上総介従五下
		B	正親正、常陸大掾、上総介／従五位下／寛平元年叙爵、賜平朝臣姓
		D	始賜平姓、上総介
		F	上総介、従五位下／宇多院ヨリ寛平二年五月十二日始賜平姓
		a	高望王時、淳和天皇御宇天長年中比、忽出王氏、烈人臣、始賜平朝臣姓、任上総介
2	良文	A	〔高望王の子、忠輔・宗平・忠頼・義澄・忠光・忠道(忠通)の父〕 村岡五郎大名イ／邑岡五郎従五上
		B	〔高望王の子、忠輔・宗平・忠頼・義澄・忠光・忠道(忠通)の父〕 村岡五郎大夫〈村岡五郎大名イ〉／従五位上〈下イ〉／坂東平氏諸流之祖
		C	〔父の記載なし、忠光の父、忠通の祖父〕 従五位下、村岡五郎大夫
		D	〔高望王の子、忠通(一)・忠頼の父、忠通(二)の祖父〕 鎮守府將軍号、村岡五郎
		F	〔高望王の子、忠頼の父、忠通の祖父〕 村岡五郎／始号重門／鎮守府將軍
		G	〔高望王の子、忠通・忠頼の父〕

			上総介平高望五男／母／村岡五郎／従五上／鎮守府將軍／千葉系云良文又重門 正五上北辰大菩薩／落胤奉 勅与養子將門挙兵伐常陸大掾／国香殺之
		H	〔父の記載なし、忠輔・宗平・忠頼・義澄・忠光・忠道（忠通）の父〕
		J	〔父の記載なし、將門・忠通の父〕
		a	（高望王の）第十二末子良文、村岡五郎、為將門、雖為伯父成養子、伝其芸威、 將門随八箇国、弥捕凶惡之心、不憚神慮、不恐帝威、擅侵仏物、飽奪王財之故、 妙見大菩薩出、出將門之家、渡良文之許。因此、良文居住鎌倉之村岡、領五箇国、 子孫繁昌
3	忠頼	A	〔良文の子、將桓（將常）・忠恒（忠常）の父〕 村岡次郎
		B	〔良文の子、忠常の父〕 岡村次郎／子孫在別巻
		D	〔良文の子、忠通（一）の弟、將常・忠常・忠通（二）の父〕 陸奥守、号村岡五郎、千葉祖
		F	〔良文の子、忠通の父〕 陸奥介
		G	〔良文の子〕 子孫在別／村岡二郎 陸奥介
		H	〔良文の子、將恆（將常）・忠常の父〕 村岡二郎
		M	〔父の記載なし、將常・忠常・頼尊の父〕 村岡二郎 陸奥介／長元三年十ノ廿七千葉合戦討／死
		a	（平良文の）二男忠頼、村岡三郎、号奥州介。為武蔵国押領使、領上総・下総・ 武蔵三ヶ国。下浦・秩父之先祖也
		b	（前略）陸奥介平忠頼、忠光等、移住武蔵国、引率伴類、運上之際、可致事煩之 由、普告隣国、連日不絶。件忠光等、依所犯明白、奏聞公家。随即可追捕之官符、 被下於東海東山兩道也。爰諸国司等、任官符旨、欲追捕間、去年八月九日、被下 可停止之官符。因茲忠光等暴虐弥倍、奸謀尤甚（後略）
4	忠光	A	〔良文の子、恒高の父〕
		B	〔良文の子、恒高の父〕
		C	〔良文の子、忠通の父〕 駿河守／忠頼舎弟
		H	〔良文の子、頼高の父〕
		a	（平良文の）三男忠光、駿河守、云権中納言、依將門之乱、被配流常陸国信太嶋。 仍云常陸中將、赦免之後、乗船著三浦、嫁青雲介之娘、押領三浦郡・安房国。三 浦之先祖是也 忠光、村岡四郎、三浦之先祖
		b	No.3 の忠頼の項目に同じ
5	忠通	A	〔良文の子、孝輔・為通・恵算の父〕 〔忠道〕
		B	〔良文の子、孝輔・為通・僧恵算の父〕 〔忠道〕 駿河守従五位下／村岡小五郎／実忠光男
		C	〔忠光の子、為道（為通）・景道の父〕

			村岡小五郎／陸奥介忠頼為子相続、或曰、為祖父良文子相続
		D	(一) [良文の子、忠頼の兄] 同 (※父の良文の鎮守府) 將軍駿河守
			(二) [忠頼の子、將常・忠常の弟、為道 (為通)・景道・景名の父] 村岡五郎
		E	[父の記載なし、為通・章名の父] 鎮守府將軍、号村岡五郎 (小五郎イ)、駿河守／頼光四天王之其一也
		F	[忠頼の子、為通・景通・景成・景村の父] 村岡次郎
		G	[良文の子、忠頼の兄、為通・章名・景通・景村・景成の父] 村岡小五郎 鎮守府將軍 継叔父良房遺跡
		H	[良文の子、孝輔・為通・恵算の父] 〔忠道〕
		I	[父の記載なし、為通・章名の父]
		J	[良文の子、將門の弟、為通・景通・景成・景村の父] 將軍村丘五郎
		N	[父の記載なし、景通・景村・景成の父]
		a	〔忠道〕 (平良文の) 四男忠道、村岡平大夫、村岡為屋敷、領知鎌倉・大庭・田村等。鎌倉之先祖是也 〔忠道〕 駿河守忠道、平大夫 (鎌倉先祖)
		c	〔忠道〕 近江掾平忠道 (停式部卿親王寛徳二年給／秦道延改任) 同三年春
		d	〔貞道〕 平貞道
		e	〔貞道〕 平貞道
		f	〔貞道〕 村岡五郎平貞道
6	為通	A	[忠道 (忠通) の子、為継の叔父] 三浦平太郎
		B	[忠道 (忠通) の子、為継の父] 使 三浦平太郎 始称三浦／長門守從五位下
		C	[忠通の子、為継の父] 〔為道〕 長門守、從五位下／一男、始号三浦
		D	[忠通の子、景道 (景通)・景名の兄、為直の父、為経 (継イ) の祖父] 〔為道〕 播磨中将
		E	[忠通の子、章名の兄、為継・為俊の父] 平大夫長門守、此時／始号三浦一男
		F	[忠通の子、景通・景成・景村の兄] 三浦
		G	[忠通の子、為継・為俊の父] 三浦／三浦平大夫 長門守 從五下／康平六年自頼義宛行相模国三浦／郷、築衣笠山城居之 初称三浦氏
		H	[忠道 (忠通) の子、為継の叔父] 三浦
		I	[忠通の子、章名の兄]

		J	〔忠通の子、景通・景成・景村の兄〕 三浦元祖
		L	〔父の記載なし、景通・景名の兄〕
		a	〔為名〕（忠光の）其子為名、三浦平大夫
7	章名	E	〔忠通の子、為通の弟、景通・景村・景成の父〕 甲斐大守、一説無此人
		G	〔忠通の子、為通の弟、景通・景村・景成の兄〕 武蔵大掾
		I	〔忠通の子、為通の弟、景通・景村・景成の父〕 甲斐権守／一院非蔵人
8	景名	D	〔忠通の子、為道（為通）・景道（景通）の弟〕 鎌倉安芸権守
		L	〔父の記載なし、為通・景通の弟〕 鎌倉安木権守
9	景通	C	〔忠通の子、為道（為通）の弟〕 〔景道〕鎌倉権太夫
		D	〔忠通の子、為道（為通）の弟、景名の兄〕 〔景道〕平子民部大夫
		E	〔章名の子、景久の父、景村・景成の兄、景時の高祖父で梶原氏の祖〕 鎌倉権大夫
		F	〔忠通の子、為通の弟、景成・景村の兄〕
		G	〔忠通の子、為通・章名の弟、景村・景成の兄〕 子孫在別／鎌倉権大夫
		I	〔章名の子、景村・景成の兄〕
		J	〔忠通の子、為通の弟、景成・景村の兄〕 梶原祖
		L	〔父の記載なし、為通の弟、景名の兄、景政（景正）の父〕 平子民部大夫
		N	〔忠通の子、景村・景成の兄〕
		O	〔父の記載なし、景久の父、景長の祖父、景時の曾祖父〕 村岡小五郎忠通二男／鎌倉権大夫／延久二年十ノ廿二死／向阿弥陀仏湛楽
10	景村	a	〔景道〕（忠通（忠道）の）其子景道、鎌倉権大夫
		E	〔章名の子、景通の弟、景成の兄、景明の父〕 鎌倉四郎大夫
		F	〔忠通の子、為通・景通・景成の弟〕
		G	〔忠通の子、為通・章名・景通の弟、景成の兄〕 子孫在別／鎌倉四郎大夫
		I	〔章名の子、景通の弟、景成の兄〕
		J	〔忠通の子、為通・景通・景成の弟〕 大場長尾祖
		N	〔忠通の子、景通の弟、景成の兄〕
		P	〔父の記載なし、景明の父、景宗・景弘の祖父、景義・景親・景久・為宗・定景

			の曾祖父] 村岡小五郎忠通三男／母／鎌倉四郎大夫
		a	(忠通(忠道)の子・景通の) 其子景村、鎌倉太郎
11	景明	E	[景村の子、景宗・景弘の父] 太郎
		P	[景村の子、景宗・景弘の父、景義・景親・景久・為宗・定景の祖父] 鎌倉太郎／或作景忠〈又〉景経
12	景宗	E	[景明の子、景義の父、景親・景久の祖父] 号大庭権守
		P	[景明の子、景弘の兄、景義・景親・景久の祖父] 大庭太郎 権頭
		h	景能父景宗墳墓、在相模国豊田庄
13	景弘	E	[景明の子、為景・貞景の父] 長尾次郎
		P	[景明の子、景宗の弟、為宗・定景の父] 長尾二郎 住相模長尾郷／或作権五郎景政五代孫景弘 又作景政子景経景経子 景忠次景弘云々 ※「長尾系図」では、景成－景政－景次－景行
14	景成	A	[良茂流、致成の子、景正の父] 鎌倉権守
		E	[章名の子、景通・景村の弟、景政(景正)の父] 鎌倉権守
		F	[忠通の子、為通・景通の弟、景村の兄、景政(景正)の父] 相模権守
		G	[忠通の子、為通・章名・景通・景村の弟] 子孫在別／鎌倉五郎権守
		I	[章名の子、景通・景村の弟]
		J	[忠通の子、為通・景通の弟、景村の兄] 鎌倉五郎
		K	[良茂流、致成の子] 鎌倉権守
		N	[忠通の子、景通・景村の弟]
		Q	[父の記載なし、景政(景正)の父、景継・景秀の祖父] 村岡小二郎忠通五男／母／鎌倉五郎 権頭
		g	〔景平〕散位宣基来語云、相模国脚力上洛申云、彼国住人権大夫為季与押領使景平、今月十日比合戦、為季已斬景平首了云々、因茲景平一族発数千軍兵、更攻為季云々 ※「景成」を「かげひら」と訓めば「景平」と音通
15	景正	A	[良茂流、景成の子、景経の父、景忠・景長の祖父、景義・景親・景時の曾祖父] 鎌倉権五郎／御霊大明神是也
		D	[景道(景通)の子] 〔景政〕鎌倉権五郎
		E	[景成の子、景継の父]

		〔景政〕鎌倉権五郎
F		〔景成の子、景次の父、景行の祖父、為景・貞景の曾祖父〕 〔景政〕鎌倉権五郎
L		〔景通の子〕
Q		〔景成の子、景継・景秀の父〕 〔景政〕鎌倉権五郎 後三年戦十六歳高名／号 青坂大明神
a		〔景将〕忠頼之次男忠尊、号山中悪禅師、大力角打也。其子常遠、笠間之押領使、 為景将被誅 〔景将〕(忠道(忠通)の子・景通の子・景村の)舎弟景将、権五郎、迫貞任之 時高兵七人内。為後陣大將軍。其子景長〈実景村子〉
i		相模の国の住人鎌倉権五郎景正といふ者あり
j		〔景政〕今は神と祀れたる鎌倉の権五郎景政が四代の末葉、大庭の庄司景房が 子、相模国住人大庭平太景能・同三郎景親とは我事にて候

典拠史料(1) 系図

- A. 『尊卑分脈』 B. 『尊卑分脈脱漏』平氏系図 C. 『尊卑分脈脱漏』平氏系図所引「東記」
D. 「桓武平氏系図」 E. 「三浦系図」 F. 「長尾系図」
G. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流 H. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(一)
I. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(二) J. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・千葉系一本
K. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(三) L. 『系図纂要』巻48・平氏三・三浦流・一本(四)
M. 『系図纂要』巻49・平氏四・秩父・畠山
N. 『系図纂要』巻50・平氏五・巻首 O. 『系図纂要』巻50・平氏五・梶原
P. 『系図纂要』巻50・平氏五・大庭・長尾 Q. 『系図纂要』巻50・平氏五・香川

典拠史料(2) 史書・法制史料・古記録・説話・軍記物語等

- a. 『源平闘諍録』巻1上・自桓武天皇平家之一胤事 b. 『統左丞抄』寛和3年(987)正月24日太政官符
c. 『魚魯愚鈔』巻6 d. 『今昔物語集』巻25-10 e. 『今昔物語集』巻28-2 f. 『今昔物語集』巻29-19
g. 『水左記』承暦3年(1079)8月30日条 h. 『吾妻鏡』文治4年(1188)11月27日条
i. 『奥州後三年記』 j. 『保元物語』白河殿攻メ落ス事

(出典)

- A : 黑板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 第六十巻下 尊卑分脈 第四篇』(吉川弘文館、1958年)
B・C : 『続群書類従 第五輯上 系図部』(続群書類従完成会、訂正版1959年)
D～F : 『続群書類従 第六輯上 系図部』(続群書類従完成会、訂正版1957年)
G～Q : 岩澤愿彦監修『系図纂要 新版 第8冊上 平氏(2)』(名著出版、1995年)
a : 『内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇 第八巻 源平闘諍録 将門記抜書 陸奥話記』(汲古書院、2012年)
b : 黑板勝美編『新訂増補国史大系 第二十七巻 新抄格勅符抄 法曹類林 類聚符宣抄 統左丞抄 別聚符宣抄』
(吉川弘文館、1933年)
c : 財団法人古代学協会編『史料拾遺 第五巻 魚魯愚鈔 中巻』(臨川書店、1971年)
d～f : 馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注・訳『新編日本古典文学全集 37・38 今昔物語集③・④』(小学館、
2001年・2002年)
g : 増補「史料大成」刊行会編『増補史料大成 第八巻 水左記・永昌記』(臨川書店、1965年)
h : 黑板勝美編『新訂増補国史大系 第三十二巻 吾妻鏡 前編』(吉川弘文館、1932年)
i : 『群書類従 第二十輯 合戦部』(続群書類従完成会、訂正版1959年)
j : 柳瀬喜代志・矢代和夫・松林靖明・信太周・犬井善壽校注・訳『新編日本古典文学全集 41 将門記 陸奥話
記 保元物語 平治物語』(小学館、2002年)

* 茅ヶ崎市博物館学芸員